

## 2-1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧 <H25年基準による申請の場合>

エネルギー計算に「事業主基準」を採用する場合  
 のある項目の要件は P10「別表」に従うこと

設備等の種類		要件	補助対象	要件となる基準						
全体共通		●	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく、「H25年基準」または「事業主基準」における計算に準拠した評価方法(P 22参照)により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。</li> <li>設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。</li> </ul>						
断熱	高断熱外皮	●	該	地域区分	1・2・3地域	4・5・6・7地域		8地域		
				断熱区分(UA値)	0.4以下 ※1	0.6以下		基準値なし		
				地域区分	1・2・3・4地域	5地域	6地域	7地域	8地域	
				冷房期の平均日射熱取得率(ηA値)	基準値なし	3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下	
空調設備	暖房冷房設備	○	該	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(イ)を満たす機種であること。                      (<a href="http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf">http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf</a> の表A. 2参照)</li> </ul>						
	暖房設備		該	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下①～③のいずれかを満たすこと。</li> <li>① 熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの</li> <li>② 熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの</li> <li>③ 「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの</li> <li>断熱配管を採用すること。</li> </ul>						
	暖房設備		該	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。</li> <li>① 熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの</li> <li>② 熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの</li> <li>③ 「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの</li> <li>断熱配管を採用し、床の上面放熱率を90%以上とすること。</li> </ul>						
	暖房設備		該	地域区分	1・2・3地域	4地域	5・6地域	7地域	8地域	
	暖房設備		該	COP	3.0以上	3.3以上	3.7以上		基準値なし	
	暖房設備		該	-						
	冷房設備		該	地域区分	1・2・3地域	4地域	5・6地域	7地域	8地域	
	冷房設備		該	COP	基準値なし	3.3以上				
	省エネルギー設備		給湯設備	●	該	<ul style="list-style-type: none"> <li>JIS基準(JIS C 9220)に基づく年間給湯保温効率または年間給湯効率が3.0以上 但し、寒冷地(1・2・3地域)の場合は2.7以上であること。 ※5</li> </ul>				
			給湯設備		該	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。 ※3</li> </ul>				
給湯設備		該	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。 ※3</li> </ul>							
給湯設備		該	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。</li> </ul>							
給湯設備		該	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの。</li> <li>電気式ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。</li> </ul>							
給湯設備		該	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。</li> <li>ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)</li> </ul>							
給湯設備		該	<ul style="list-style-type: none"> <li>固体高分子形燃料電池(PEFC)について、JIS基準(JIS C 8823:2008小形固体高分子形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が33%以上(高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上)及びLHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。</li> <li>ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。</li> <li>固体酸化物形燃料電池(SOFC)について、JIS基準(JIS C 8841:2010小形固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が40%以上(高位発熱量基準HHV基準で36%相当以上)及び、LHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。</li> <li>ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。</li> <li>上記以外の燃料電池については、上記に相当する効率以上であること。</li> </ul>							
換気設備(24時間換気に係るもの)	●	該	<ul style="list-style-type: none"> <li>温度(顕熱)交換効率65%以上の熱交換型換気設備。または比消費電力が0.4W/(m<sup>3</sup>/h)以下であること。</li> </ul>							
照明設備	LED照明	○	該	<ul style="list-style-type: none"> <li>LEDが光源であるもの</li> </ul>						
	蛍光灯	※4	該	<ul style="list-style-type: none"> <li>インバータータイプで100(lm/W)以上のもの</li> </ul>						